白糠町教育委員会 令和2年9月17日

1 はじめに

児童生徒の学校における携帯電話の取扱い等については、災害発生時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急の連絡手段として活用されることが期待されている。一方で、SNS等を介して不特定多数の人間とつながるインターネットが使用可能なスマートフォンが急速に普及していることから、児童生徒が様々なトラブルに巻き込まれる危険性が懸念されている。

こうした社会的背景を踏まえて、今後の学校における携帯電話の取扱いや情報モラル教育の充実等に関する施策及び方針が、文部科学省から示された。(令和2年7月31日付、文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」より)

本町においては、文部科学省から示された方針に基づき、「白糠町小・中・義務教育 学校における携帯電話の取扱い等について」を定め、町内各学校における携帯電話の取 扱い等が適切になされるように次のような方針を示すこととする。

2 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

学校における携帯電話の取扱いについては、学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(2) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む)

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校 においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであ ること。

イ 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情の場合は、保護者から校長に対し、児童による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、配慮すること。このような場合には、保護者との十分な連携のもと、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(3) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む)

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(2)イに示したように、個別の状況に応じて、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。

イ 学校として持込みを認める場合には、下記(ア)~(エ)に示すように、一定の 条件のもとで持込みを認めるべきであること。

なお、学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置(生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させる等)が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で携帯電話の電源を切った上で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家 庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

- (ア) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (イ) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在 が明確にされていること
- (ウ) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (エ)携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要であること。

そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や北海道教育委員会、各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組み、児童生徒の実感を伴うような教育活動を通して、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動を展開すること。

また、情報モラル教育に関する教員研修の充実及び校内指導体制の構築に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校においては、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに「北海道いじめ防止基本方針」、「白糠町いじめ防止基本方針」等を踏まえ「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域への働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづ

くりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な 大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

このため、学校においては、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者等に対し、

- ・北海道教育委員会が作成した啓発資料や白糠町生徒指導研究協議会が作成した「ゲームやインターネットに関する白糠町のルール」、学校便り等の活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底
- ・PTA等による電気通信事業者等の関係機関と連携した研修会の実施 を進めるなど効果的な説明の機会を捉えて、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対 応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづ くりやフィルタリングの利用促進についての働きかけを一層推進すること。